



2016年 D1 ストリートリーガル規則

2016年1月1日改定

D1 規則に基づき、D1 日本国内代表機関である D1 JAPAN ORGANIZATION(略称：D1JO)が公認し、D1 ストリートリーガルシリーズ(略称：D1SL)、D1 レディースリーグ(略称：D1LL)、D1 東日本シリーズ(略称：D1EJ)、D1 西日本シリーズ(略称：D1WJ)におけるシリーズ規則を『D1 ストリートリーガル規則』として定める。

規則で定めなき事項は D1 規則による。規則の解釈は D1 規則に準拠した運用および解釈が適用される。また D1SL、D1LL、D1EJ、D1WJ の車両規定を D1 ストリートリーガル規則の付則-1「D1SL 車両規定」として設けるが、各カテゴリー規則により緩和される部分がある。

1. 競技会格式

D1SL、D1LL、D1EJ、D1WJ の各カテゴリーは D1 日本国内代表機関である D1 JAPAN ORGANIZATION から公認された国内競技会シリーズとして開催される。

2. 競技会スケジュール

【D1SL / D1LL / D1EJ / D1WJ】

ラウンド	開催日	開催コース
第1戦	4月16日(土)-4月17日(日)	備北ハイランドサーキット
第2戦	5月28日(土)-5月29日(日)	エビスサーキット
第3戦	7月9日(土)-7月10日(日)	名阪スポーツランド
第4戦	8月20日(土)-8月21日(日)	日本海間瀬サーキット
第5戦	10月15日(土)-10月16日(日)	瀬戸内海サーキット
第6戦	11月19日(土)-11月20日(日)	日光サーキット

※D1 レディースリーグは D1SL シリーズの日曜日に併催される。

※D1 東日本シリーズは D1SL シリーズの第2戦、第4戦、第6戦の土曜日に併催される。

※D1 西日本シリーズは D1SL シリーズの第1戦、第3戦、第5戦の土曜日に併催される。

3. 参加ドライバー資格

D1SL、D1LL、D1EJ、D1WJ の各シリーズへの参加は、D1JO が発行した D1 ドライバーズライセンス保有者に限られ、さらに当該大会参加時に自動車運転免許証停止等の D1 規則 5. 「D1 関係者の行動規範」の定め に反する状況にない者とする。各シリーズによる参加可能ライセンスは以下の通りとする。

【D1 ストリートリーガルシリーズ】

当該年度の D1-GP ドライバーズライセンスおよび D1-A ドライバーズライセンスを所持している者。

【D1 レディースリーグ】

当該年度の D1-GP ドライバーズライセンス、D1-A ドライバーズライセンス、D1-B ドライバーズライセンス、D1-E ドライバーズライセンスを所持している者。

【D1 東日本シリーズ/D1 西日本シリーズ】

当該年度の D1-GP ドライバーズライセンス、D1-A ドライバーズライセンス、D1-B ドライバーズライセンスを所持している者。

4. 予選免除者・シード権者

【D1 ストリートリーガルシリーズ】

第1戦時の予選免除者を前年度シリーズポイントランキングの16位までとし、第2戦以降は直前競技会後のシリーズポイントランキング16位までとする。当該大会で予選免除者から欠場者等が出た場合でも繰り上げはおこなわない。また予選免除者16名のうち、上位8名をシード権者と呼称する。

【D1 レディースリーグ】

予選免除規則は適用しない。第1戦時のシード権者を前年度のシリーズポイントランキング4位までとし、第2戦以降は直前競技会後のシリーズポイントランキング4位までとする。なお当該大会でシード権者に欠場者等が出た場合でも繰り上げはおこなわない。

【D1 東日本シリーズ/西日本シリーズ】

予選免除規則は適用しない。第1戦時のシード権者を前年度のシリーズポイントランキングの4位までとし、第2戦以降は直前競技会後のシリーズポイントランキング4位までとする。また当該大会でシード権者から欠場者等が出た場合でも繰り上げはおこなわない。

5. 参加車両

D1SL、D1LL、D1EJ、D1WJの各シリーズへ参加する車両は、D1 ストリートリーガル規則の付則-1に定めるD1 ストリートリーガル車両規則に準拠した車両および、当該国のD1 代表機関が特別に認めた車両とする。

1) 予備車両

参加者は予備車両を使用することはできない。

2) 車両変更

エントリー受理後に車両変更する場合は、予選日に実施される参加確認時までに車両変更申請をしなければならない。

3) 車両騒音

競技車両の騒音測定は、競技区間走行中の車両騒音の音量を測定し、D1 ストリートリーガル規則 付則-1 で定める規制値を超える車両は失格までのペナルティ対象とされる。

4) 公式車検

公式車検は指定の時間内でおこなわれ、再検査は原則1回までとする。また、車検合格後でも技術員は車両を検査することができる。違反が発覚した場合は失格までのペナルティ対象とされる。

5) ウェイストゲート

ウェイストゲートの解放が認められる。

6) 嘆願による参加の扱い

特別な事由により付則-1「D1SL 車両規定」に適合出来ない場合、D1 JAPAN ORGANIZATION に嘆願書を提出しこれが受理された時に限り、暫定処置として参加が認められる事がある。

7) 登録番号付車両の扱い

競技会参加に際し一般公道では道交法・道路運送車両法関連の法規を遵守しなければならない。

6. ドライバーおよびメカニックの装備

D1SL、D1LL、D1EJ、D1WJ への参加ドライバーは、以下の①②の装備でなければならず、給油を行うメカニックの装備はD1 規則書 23 項の 1) および 3) に準ずる装備であることが望ましい。

- 1) ドライバーは FIA-8856-2000 規格または SFI-3. 2A/5、3. 3/5 規格に適合する素材もしくは、難燃性素材を使用した 2 レイヤー以上のオーバーオール型ドライバースーツ、グローブ、シューズを着用しなければならない。
- 2) フルフェイスタイプのヘルメットの着用が義務付けられ、SNELL-SA2000、SA2005、SFI-31. 1A、31. 2A 規格等の準拠品とする。なお製造日より 10 年以上経過した製品は使用が認められない。
なお、JAF または FIA 公認ヘルメットの使用を強く推奨する。

7. 競技規則

1) エリア名称

① コース

スタートラインから競技区間を過ぎた待機エリア（ホットピット）までの総称。

② スタートエリア

プレステージエリアからスタートラインまでの総称。

③ 待機エリア（ホットピット）

単走競技時・追走競技時の参加車両が整列されているエリア。または追走競技時のホットピットの総称。

④ ピットエリア

各ピットおよびピットレーンの総称。

⑤ パドックエリア

コース、スタートエリア、待機エリア（ホットピット）、ピットエリアを除く部分で競技車両が走行するエリアの総称。

2) 単走競技規定

i. 予選

- ① 予選通過人数は、単走決勝進出者 32 名より当該大会に参加している予選免除参加ドライバーを除いた人数とする。
- ② すべてのラウンドの予選採点走行本数は 2 本とする。
- ③ 走行は、ゼッケン逆順とする。
- ④ D1LL および D1EJ、D1WJ は予選をおこなわない。

ii. 単走決勝

- ① すべてのラウンドの単走決勝採点走行本数は 2 本とする。
- ② 予選通過者の予選下位順から走行し、その後予選免除者がゼッケン逆順（ゼッケン 1 番が最終走者）で走行する。

iii. 単走競技採点

- ① 全 2 本の走行中、審判員が採点した 1 本目、2 本目それぞれの走行に対し、審判員全員の平均点を出して各走行の得点とし、その中のベスト得点により順位を決定する。
- ② 同点の場合はセカンド得点を順位に反映する。2 本とも同点の場合は当該大会ゼッケン順を反映し上位とする。
- ③ 単走競技採点には、D1 規則付則-B「D1 採点基準」の 6 項に定める計測採点を併用すること

ができる。

iv. 競技進行

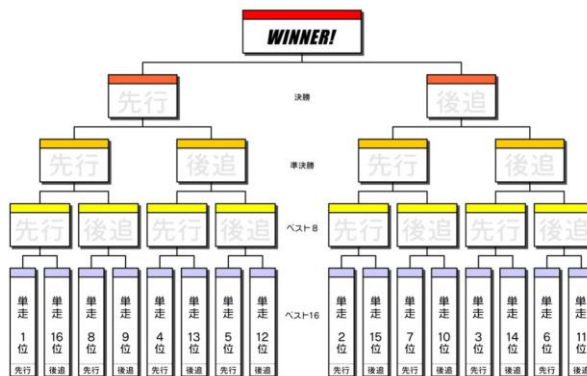
- ① 大会公式通知で定められた時間前に車両トラブルが発生した場合は、大会公式通知で定められた時間内であれば、オフィシャルスタッフに申告して認められたうえで、オフィシャルが指定する後続グループへの変更が可能となる。ただし後続グループに変更した場合は、採点走行の1本目の走行権利が失われる。
- ② D1SLとD1LLにダブルエントリーしている参加ドライバーに限り、D1LLの単走決勝で車両トラブルが発生した場合は、単走決勝終了後にオフィシャルスタッフに申告して認められたうえで、オフィシャルが指定する後続グループへの変更が可能となる。ただし、後続グループに変更した場合は、採点走行の1本目の走行権利が失われる。
- ③ 待機エリア（ホットピット）整列後に車両トラブルが発生した場合、待機エリア（ホットピット）での修復作業後に限り、当該グループの残り採点走行本数の自己の順番でのみ出走可能となる。
(例) 当該グループの競技進行で審査走行数が2本の場合、仮にコースイン直後にトラブルが起き、車両の修復作業が1本目終了時点で復帰した(原則としてその車両の当該順列に戻れること復帰とする)場合は、1本目を無走行であったとしても、残り走行本数は1本のみとなる。
- ④ 参加車両は、予選および単走決勝時に当該走行グループの先頭がコースインする時点でグループ内に整列待機していなければならない。この時点で整列していない場合は当該競技の走行権利が失われる。
- ⑤ すでにコースインしている場合、いかなる理由があっても整列を離れ、パドックエリアおよびピットエリアに戻った時点で出走放棄とみなされる。また競技車両は採点走行後待機エリア（ホットピット）に戻らなければならない。
- ⑥ コースイン後、車両トラブルが確認された場合は、ただちにスターターおよび技術員に状況を申告しなければならない。この時スターターおよび技術員が車両を検査し、走行不可と判断した場合、スターターは出走取止めの告知を参加ドライバーにおこなうことができる。またスターターはただちにその旨を競技長に報告しなければならない。
- ⑦ コース内へのピットクルーの入場は認められない。
- ⑧ コース上でのタイヤ交換・燃料補給は認められない。ただし乗員(参加ドライバー)によるメンテナンス(空気圧調整およびパイピング修正等)は許可されるが、オフィシャルの誘導には従わなければならない。
- ⑨ 競技車両がコース上にある場合は、原則としてオフィシャルの許可なくコース外よりコース内への工具およびパーツ部品等の引渡しは認められない。
- ⑩ スターターの発進指示があるのにも関わらず、即座に発進できなかった場合、出走放棄とみなされる。
- ⑪ オフィシャルによる押しがけスタートは認められない。

3) 追走競技規定

- ① D1SLおよびD1EJ、D1WJはベスト16の8対戦、D1LLではベスト8の4対戦のみウォームアップ走行をおこない、それ以降の対戦ではウォームアップ走行をおこなわない。競技進行を妨げないエリアでのウォームアップ走行が可能な場合と定められた人数での追走トーナメントがおこなえない場合は、その方法がドライバーズブリーフィングで伝えられる。
- ② 許可されたピットクルーのみ待機エリア（ホットピット）への入場が可能となる。この場合原則として指定時間以外での入退場は一切禁止される。ただし、マシントラブル等でスペアパーツ、工具等の搬入が必要な場合は、待機エリア（ホットピット）のオフィシャルスタッフに許可を得た者に限り、入退場が認められる。指定時間とは、大会公式通知で定められた追走コースインまでの間とする。
- ③ 待機エリア（ホットピット）に入場が許可されるピットクルー数は、D1SLでは1チームあたり3名までとし、D1LLおよびD1EJ、D1WJは1チームあたり2名までとする。

- ④ 待機エリア（ホットピット）に入場するピットクルーは肌の露出の少ない作業着などを着用し、不測のけが・やけど等から身を守る対策に努めなければならない。なお、シューズに関しても動きやすい物（サンダル・ハイヒール等は厳禁）を着用しなければならない。
- ⑤ 追走参加車両は、追走競技時に最初の競技車両がコースインする時点で、待機地域に待機されていなければならない。この時点で整列していない場合は当該競技の走行権利が失われる。
- ⑥ 待機エリア（ホットピット）での燃料補給は認められない。
- ⑦ 対戦中の先行、後追い入替え時にタイヤ交換・空気圧調整は禁止され、違反した場合は違反者に対する判定ランクから-0.5ランクダウンとする。
- ⑧ また、待機エリア（ホットピット）ならびにピットエリアでの装備品の保管状況が不適切とみなされた場合、オフィシャルスタッフによる勧告指示がなされる。従わない場合は該当チームを失格までの罰則が科せられる。
- ⑨ 対戦中（再対戦を含む）の車両修復およびパーツ交換の猶予時間は追走対戦時の累積で5分間とることができる。計測開始は、両車両が待機エリア（ホットピット）に戻った時点から自らがスタートラインに着くまでとする。この猶予時間は、ベスト8の対戦までの累積で5分、ベスト4の対戦以降で5分とし、ベスト8対戦終了時にそれまでの累積がリセットされる。タイムは競技者個々に累積して計算され、持ち時間を超えた場合、その時の対戦は負けとなる。
- ⑩ 対戦相手が5分以内にスタートできなかった場合、自分の持ち時間（5分）以内に単独でスタートしてコースを一巡することで、次の対戦への進出権を得ることができる。
- ⑪ 対戦する両者ともにスタートラインに着けなかった場合は、スターターがタイムアップを宣言して1本目走行での結果で勝敗を決する。
- ⑫ 追走競技後の競技車両は待機エリア（ホットピット）に戻らなければならない。表彰式では指定された地点に移動停車させなければならない。
- ⑬ 追走のスタート位置は公式練習前に決定され、参加者に告知されなければならない。また、並走義務区間を設定し、この位置よりも手前では両者に車間が生じないように走行する義務が両者にある。差が生じた場合には、後追い車は減速してスターターに申告して再スタート権利を求めることができる。
- ⑭ 追走では走行毎に10ランク評価で審判員が評価し、「先行」「後追い」各1回の合計ランクで勝敗を決する。審判員は原則2名とし、平均1ポイント以上の差がつかない場合は、対戦を延長して勝敗が付くまで「先行」「後追い」をセットとする再対戦（サドンデス）を下記に定める走行回数まで継続する。
- ⑮ 再対戦はランク差なしのイーブン状態から開始する。なお、再対戦（先行・後追いのセット）の回数上限は、ベスト16およびベスト8が1回、ベスト4が2回、決勝戦では3回までとし、延長を終了した時点でも決着が付かない場合には、それまでの対戦全体のランクを合計して勝敗を決定し、ランク差がない場合は審判員が評価して勝敗を決定する。

追走トーナメント対戦組み合わせ表



4) ウォームアップ走行時の罰則

罰則は、ウォーミングアップ走行中にコースオフィシャルの介入が必要となる場合(スタック救助やコース補修等)に、競技長がその原因と判定した参加ドライバーに適用される。

- ① 予選および単走決勝時の罰則は、採点走行1回目の走行権利が失われる。ただし路面状況変化により追加されたウォームアップ走行時には適用されない。
- ② 追走時の罰則は、違反者に対する判定ランクから-1ランクダウンとする。
- ③ 追走で対戦する両者ともに罰則適用されている場合、その対戦の勝利者の次の対戦に対して罰則を適用し、違反者に対する判定ランクから-1ランクダウンとする。
- ④ 単走時・追走時ともに、前走者が原因となり、後続車両がウォーミングアップ走行できなかった場合でも、原則としてウォーミングアップ走行のやり直しはおこなわない。

5) 路面状況の変化による競技の中断

- ① 天候および路面状況が著しく変化した場合、競技長の判断により、競技進行を一旦中断させることができる。
- ② 競技の中断は、原則として単走では各グループ終了時、もしくはグループ内の全車が採点走行を終えた段階(グループ内の車両すべてがおなじ本数を走り終えた時点)とする。
- ③ 天候の急変により、現状の走行があまりにも危険な場合、全車が現状の走行回数を消化していなくとも、競技を中断する場合がある。
- ④ ウェット採点の決定判断は、競技長、審判員、スターターの各地点に配置されている三者の同意により決定を下すこととする。

6) 競技中断からの競技再開

- ① 同日日没までを再開期限の目安とする。
- ② 競技の再開時には、かならずスターターが競技参加者に再開後の進行を案内しなければならない。
- ③ 路面変化による重大なクラッシュで競技が中断された場合は、競技再開前にチェック走行をおこなう場合がある。
- ④ 再開時の走行は、該当グループ内の先頭から中断時本数をカウントしない残数をおこなう。
(例) Aグループの2本目の途中で路面状況が変わり一時中断した場合、競技長が指定した走行本数のチェック走行後、もう一度Aグループの先頭の2本目から(グループ内の走行の平等化をはかるため)やりなおす。

7) 競技中断中のピットインおよび作業

- ① 予選および単走決勝の競技中に、豪雨・強風等、天候の変化等で競技長が競技の中断を宣言した場合、車両のピットインが認められ、パドック内でのセッティング変更やタイヤ交換等の作業が認められる。
- ② 競技長の競技中断宣言以外の個人判断によるピットインは、以後の競技復帰は認められず、出走放棄とみなされる。

8) 競技不能事態への対応

- ① 予選日の走行中止の場合には、決勝日の朝に予選をおこなう。
- ② 予選中止の場合にはシリーズランキング順に決勝出場枠までを本戦進出とし、シリーズ初戦の場合は前年獲得ポイント順とする。
- ③ 単走決勝中止の場合には、D1SLおよびD1EJ、D1WJではシリーズランキング上位順に16名を追走トーナメント進出とし、D1LLではシリーズランキング上位順に8名を追走トーナメント進出とする。ただし、D1SL予選免除者が16名未満の場合は、16名になるまで予選上位順に追走参加者を加える。
- ④ 追走トーナメントが中止となった場合は、競技会終了として単走決勝上位順を競技会順位として発表する。この場合当該競技会は成立とされる。
- ⑤ 上記外の状況については、競技長の提案に基づき、当該競技会の組織委員会により対応を決定する。

8. 順位の決定

本シリーズでは、本規則 7 項の 8)により競技不能となった場合を除き、追走トーナメントをスタートできた者にのみ当該大会の順位を認定する。

- 1) 追走トーナメントにおける最終勝利者を 1 位優勝とし、その最後の対戦者を 2 位に順次認定する。
- 2) 3 位以下の順位決定方法は下記の定める規則に応じてそれぞれの順位が認定される。
 - ① 当該選手の最終となった対戦でスタートすることができた者を上位とする。
 - ② 上記より順位が決められない場合はベスト 4 敗退者、ベスト 8 敗退者、ベスト 16 敗退者のそれぞれの中で、単走競技における上位順に最終順位を認定する。単走競技が成立しなかった場合は、該当する大会のゼッケン順とする。

9. シリーズポイント

本シリーズでは、以下に定める成績の参加ドライバーにポイントを付与し、シリーズ全大会の各ポイントを加算して年間シリーズポイントとする。

1) 大会順位ポイント

シリーズ各競技会において、追走トーナメントに進出した参加ドライバーに、追走トーナメントと単走決勝の順位から当該大会順位を認定し、当該大会順位に応じて下表のシリーズポイントを付与する。ただし、本項 2)によるリタイヤ届を提出・受理された場合を除き、追走トーナメントにおいてスタートラインを自力で越えられなかった参加ドライバーにはポイントが付与されない。

D1SL および D1EJ、D1WJ シリーズポイント表

	ファイナル		ベスト4		ベスト8				ベスト16							
順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	11位	12位	13位	14位	15位	16位
ポイント	25	21	18	16	13	12	11	10	8	7	6	5	4	3	2	1

D1LL シリーズポイント表

	ファイナル		ベスト4		ベスト8			
順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
ポイント	15	11	8	6	4	3	2	1

2) リタイヤドライバーのポイント

スタートラインを自力で越えられなかったドライバーにはシリーズポイントが与えられない。この場合、すでにスタートできた対戦までの順位に対応するポイントが与えられる。

3) 競技不能時のポイント

ラダーの途中で中止が決定した場合は、そのラダーすべての対戦を無効とし、以下のように順位決定しポイントを付与する。

i. ベスト 16 (D1LL はベスト 8) が終了せず中止となった場合

- ① 実質的なベスト 16 の対戦が終了していない状況では、追走競技における順位を定めることができないとして追走競技は不成立とする。
- ② 本規則 7 項 8) の⑤および⑥に従い、単走決勝結果のみに基づき、大会の順位が認定される。

- ③ ポイントは追走競技不成立により 50%の付与とする。
- ii. ベスト 16 (D1LL はベスト 8) が終了した時点で中止となった場合
 - ① この時点で追走競技は成立とする。
 - ② 本規則 8 項に従い、単走決勝結果を反映して大会の順位が認定される。
 - ③ ポイントは競技進行度を加味したうえで順位に応じて付与される。
- iii. ベスト 8 およびベスト 4 が終了した時点で中止となった場合
 - ① 本規則 8 項に従い、単走決勝結果を反映して大会の順位が認定される。
 - ② ポイントは競技進行度を加味したうえで順位に応じて付与される。

10. シリーズ順位の決定

- 1) D1SL シリーズおよび D1 東西シリーズのシリーズ順位決定方法
 - ① シリーズ全ての大会獲得ポイントを合計したポイントを年間シリーズポイントとする。
 - ② 年間シリーズポイントが同ポイントの場合は高順位獲得および獲得数の多い者を上位とし、さらに同ポイントの場合は高順位獲得ラウンドの早期の者を上位としてシリーズ順位を決定する。
- 2) D1LL シリーズ順位決定方法
 - ① 本規則 9 項シリーズポイントに定める獲得ポイントから、6 戦中もっとも獲得ポイントの少ない大会の順位ポイント(欠場分も含む)を除外した 4 戦分の合計ポイントの上位順にシリーズ順位を決定する。
 - ② 合計されたポイントが同じ場合は大会における獲得順位が高い者を上位とする。

11. 賞金

各大会参加者には、各大会順位により定められた賞金が授与される。また、最終シリーズポイントランキングによりシリーズ賞金が授与される。

12. 反則行為とペナルティ

D1 規則 37 のペナルティ (罰則) に基づき、「2016 年 D1 ストリートリーガル競技会反則行為とペナルティ一覧」を本規則付則-2 として運用する。この一覧の違反行為とそれに対応するペナルティについては、競技長が違反事実を確認した時点でペナルティを執行することができる。その他の反則行為については審査委員会の裁定によりペナルティが決定後に施行される。

13. 制裁金の納付義務

D1SL、D1LL、D1EJ、D1WJ の各競技会参加者は罰則としての制裁金(事前に定められた額)については当該大会競技長の裁定、審議委員会送りとなった場合には審議委員会が裁定)の支払い義務があり、その支払い先は D1J0 指定の銀行口座とする。制裁金の支払いは、D1 規則の 37.7) に従うこと。主催者により徴収された制裁金は、違反事由の再発防止など、D1 国内競技の発展に資する使途とされる。罰金または制裁金の支払いは、D1 規則の 37.7) に従うこと。